

那須町週休2日制工事試行要領（営繕工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくために必要な中長期的な担い手の確保・育成を図るため、営繕工事における職場環境改善の取組として実施する週休2日制工事の試行に関する事項を定めるものである。

（週休2日制工事の定義）

第2条 週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所または現場休息（以下、「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

2 対象期間は、現場着手の日から工事完成日までの期間とする。なお、年末年始の6日間（12月29日から1月3日）、夏期休暇3日間（8月14日から16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時休止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場閉所等ができない期間等）は含まないものとする。

3 現場閉所とは、現場事務所での書類作成等の事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上最低限必要な作業は実施してよいものとする。

4 現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

5 現場閉所等の評価は、以下の現場閉所等率（対象期間の現場閉所等日数の割合）によるものとする。なお、降雨や降雪等の自然的な事象により計画外の現場閉所等とする場合も、現場閉所等する日の前日までに監督員へ報告した場合は、現場閉所等日数に含めることができるものとする。

（1） 現場閉所等率 4週8休以上

対象期間内の現場閉所等日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の場合とする。

（2） 現場閉所等率 4週7休以上

対象期間内の現場閉所等日数の割合が、25.0%（7日/28日）以上28.5%未満の場合とする。

（3） 現場閉所等率 4週6休以上

対象期間内の現場閉所等日数の割合が、21.4%（6日/28日）以上25.0%未満の場合とする。

（対象工事）

第3条 週休2日制工事の対象とする工事は、以下を除く全ての工事とする。

（1） 工期が1箇月未満の工事

（2） 緊急対応が必要な工事や社会的要請、現場条件の制約等により現場閉所等を行うことが困難な工事

（発注方式）

第4条 発注方式は、次のいずれかの方式によるものとする。

(1) 発注者指定型

一般競争入札に付す総合評価方式で発注する工事のうち、発注者が週休2日制に取り組むことを指定する方式とする。

(2) 受注者希望型

発注者指定型を除く全ての工事で、受注者が発注者に対して週休2日制に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式とする。

(受注者希望型の協議)

第5条 受注者は週休2日制工事を希望する場合、工事着手日または工事着手期限日までに、計画する現場閉所等率を示したうえで、別記様式第1号により発注者に協議するものとする。

2 発注者は前項の協議に対し承諾する場合は、速やかに別記様式第2号により通知するものとする。

3 協議承諾された計画する現場閉所等率は、受注者の責によらない場合を除き、変更は認めないものとする。

(週休2日制工事の実施)

第6条 週休2日制工事を実施するにあたり、受注者は、現場着手の日までに提出する施工計画書において、別に定める参考様式「休日取得計画書及び実施書」等（現場閉所等の計画及び履行実績、現場閉所等率実績の記載があるもの）を添付し、現場閉所等の計画を監督員に報告するものとする。また、現場閉所等の計画を変更する場合は、変更する現場閉所等日までに監督員へ報告するものとする。

2 受注者は、週休2日制の効果や課題を整理するとともに、工事完了後、発注者が必要に応じて実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(履行実績の確認)

第7条 受注者は、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等により状況を監督員へ報告するものとする。また、対象期間の履行実績について記載した「休日取得計画書及び実施書」等を工事完了日までに提出するものとする。

(発注者の配慮)

第8条 発注者は、受注者が円滑に週休2日制工事を実施できるように以下の事項に配慮するものとする。

(1) 週休2日制工事の妨げになるような指示等を行わないものとする。

(2) 受注者からの協議には速やかに対応するものとする。

(3) 余裕期間制度についても積極的に活用するとともに、適切な工期の設定に努めるものとする。なお、次に掲げる理由により受注者の責によらない工期の変更が必要な場合は、書面による受発注者協議により、適切な工期の変更を行うものとする。

ア 工程上の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候により、作業不能日が多く発生した場合

ウ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所等の履行実績に応じて、次に掲げる加点減点を行うものとする。

現場閉所等率(現場閉所等日数/対象期間)	発注者指定型	受注者希望型
4週8休(28.5%=8日/28日)以上	3点	3点
4週7休(25.0%=7日/28日)以上4週8休未満	減点なし	2点
4週6休(21.4%=6日/28日)以上4週7休未満	減点なし	1点
4週6休未満	-1点 (受注者の責の場合)	減点なし

2 加点は、主任監督員の評価項目「創意工夫」で行う。

3 成績評定における得点割合は0.4であることから、工事成績評定の加点は0.4を乗じた点数とする。

4 受注者希望型の加点は、第5条の規定に基づき「別記様式第1号」で示した計画する現場閉所等率を達成した場合のみ計画する現場閉所等率に応じた加点を行う。

(経費の補正)

第10条 経費の補正は、発注方式ごとに現場閉所等の履行実績に応じ、下表の経費にそれぞれの補正係数を乗じた補正を行うものとする。

2 市場単価方式における経費の補正は、現場閉所等の履行実績に応じ、補正係数を乗じた補正を行うものとする。ただし、発注者指定型(4週8休未満)及び受注者希望型(4週6休未満)の場合は補正しない。

3 見積徴収時には、補正が重複しないよう留意するものとする。

(1) 発注者指定型

現場閉所等率	労務費の補正係数
4週8休(28.5%=8日/28日)以上	1.05
4週8休未満	補正なし

○発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所等の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して変更契約する。

(2) 受注者希望型

現場閉所等率	労務費の補正係数
4週8休(28.5%=8日/28日)以上	1.05
4週7休(25.0%=7日/28日)以上4週8休未満	1.03
4週6休(21.4%=6日/28日)以上4週7休未満	1.01
4週6休未満	補正なし

○受注者希望型の経費の補正は、「別記様式第1号」で選択した目標とする現場閉所等率によらず、現場閉所等の実績により補正する。

○受注者希望型の経費補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完了日までに補正して変更契約を行う。

4 積算方法・補正係数等は、「栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用」によるものとする。

(発注者指定型による発注手続き)

第11条 発注者指定型で発注するときは、発注者は、週休2日制工事であることをあらかじめ入札公告等で明示するものとする。

(その他)

第12条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

週休2日制工事実施協議書

年 月 日

那須町長 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印

那須町週休2日制工事試行要領第5条の規定に基づき、下記工事の週休2日制の実施について希望しますので、協議します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉鎖率 (1～3のいずれかを選択)	1 4週8休(週休2日) 2 4週7休 3 4週6休

様式第2号（第5条関係）

週休2日制工事実施承諾書

文書番号

年 月 日

（受注者名） 様

那須町長

年 月 日付けで協議のあった下記工事の週休2日制の実施について承諾
します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
承諾する現場閉鎖率 (1～3のいずれかを選択)	1 4週8休（週休2日） 2 4週7休 3 4週6休